

第2回第2次議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日 時 令和3年12月1日（水）
午前9時59分から10時52分まで
- 2 会 場 議事堂3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）川村委員長、森山副委員長、
前田委員、石川委員、中島委員、川合委員、段木委員、
白鳥委員、酒井委員、近藤委員、伊藤（隆）委員、
阿部委員、樺澤委員、中村委員、松井委員
（オブザーバー）岡田議員
（事務局）深山事務局長 他11人
- 4 傍聴者 （議員）桜井（秀）議員
（報道関係）6人
（一般傍聴者）なし

5 協議事項及び協議結果

（1）文書による一般質問について

<協議内容>

前回の会議で持ち帰りとなっていた、質問人数、質問項目数、質問数、文字数及び無所属議員の取扱いについて、各会派及び無所属議員から検討結果が報告され、その後、協議を行った。

（各会派の検討結果）

- ・ 基本的には現状維持でよいのではないか。
- ・ 質問人数は、緊急時での実施ということを考えると、現状の10人が適当ではないか。文字数は、もう少し増やしてほしいという意見があり、1,200文字程度ぐらいまでの拡大を検討していただきたい。
- ・ 前回表明した意見と変わらず、質問項目は若干自由度は持たせてもいいのではないかと意見はあったが、概ね現在の運用で妥当ではないか。
- ・ 質問人数は、口頭による一般質問の質問人数の平均が約26人であり、その半分の13人。文字数は、一人当たりの持ち時間20分、1分当たり300文字で換算し、6,000文字。また、質問項目数、質問数は特に設定せず、6,000文字の中で自由に設定すればいいのではないか。無所属議員の取扱いは、質問できる担保のみ決めておき、人数等は、その都度幹事長会議で決めればいいのではないか。
- ・ 質問人数の制限はすべきではない。質問項目数、質問数、文字数は、12項目、20問、5,000文字程度でいいのではないか。無所属議員は、市民の声を代弁する機会として発言を保障すべきではないか。
- ・ 文書による一般質問は、議会が開けない場合に限って実施することとし、例えば、今回であれば、コロナに限定して質問するなど、厳しい運用でもいいのではないか。その場合、交渉会派は代表質問という形で集約し、非交渉会派、無所属議員はそれぞれ1名が行う形にしたらどうか。

- ・ 前回と同様の意見である。口頭での一般質問で制限があるのは時間だけであり、1人当たり20分の持ち時間、どんなに遅くても1分あたり250文字ぐらいは話せるので、文字数は5,000文字、そのほかの質問人数、質問項目、質問数については制限をしない。無所属議員についても、質問の機会を提供するということである。

① 質問人数（総数）と無所属議員の取扱いについて

<主な意見>

- ・ 文字数のみ制限し、そのほかの質問人数等は、実施時に幹事長会議等で協議し、その都度災害の大小によって決めていけばいいのではないか。
- ・ 現在の運用は、第1次活性協で時間をかけて決めたルールであり、簡単に変えてしまうのはいかなるものか。緊急事態時に当局に負担をかけないことが大前提であると思う。質問人数は現状の10人とし、無所属議員が質問をしたいというのであれば、枠を譲るといったやりとりがあってもいいのではないか。
- ・ 交渉会派の質問人数は決めておき、それとは別に無所属議員の人数を加えたらどうか。

② 質問項目数、質問数、文字数について

<主な意見>

- ・ 当局への負担という点では、質問人数を半分に減らすということで満たしており、質問項目数、質問数は制限を設ける必要はなく、文字数も増やしていいのではないか。
- ・ 文字数は、当局への負担というよりは、議員の能力もあると思う。緊急時なので、制限があるのは仕方がないことであり、実際にやってみて、自分の意見が言えたのかどうかということが評価になると思うので、そこら辺のことも検討していただきたい。
- ・ 緊急時ということを考えると、5,000文字ということであれば、普段と変わらないことになり、執行部の負担も大きくなるのではないか。
- ・ 当局との調整において電子メールを活用することで負担の軽減を図つつ、文字数については、市民の声を代弁していくという議員の権能をある程度担保する必要があるのではないか。
- ・ 5,000文字、6,000文字が、当局にとって負担ということであれば、文字数については、決められたとおりに従っていきたい。
- ・ 900文字で質問文をまとめることはできるが、実際にやってみて、どこを削るかというやりとりで、逆に当局の負担になってしまったところがあった。900文字程度についてもう少し柔軟に運用していただきたい。

<協議結果>

協議の後、委員長から文書による一般質問の制度化に至った経緯やこれまでの意見を踏まえた正副委員長案が示され、会派持ち帰りとなり、次回会議で報告の上、引き続き協議することとなった。

（２）次回の開催日程について

令和３年１２月１３日（月）午前１０時から開催することとした。